報告事項No.６

こども家庭センターの開設について

１．概要

児童福祉法の一部を改正する法律（令和４年６月 15 日法律第 66 号）による児童福祉法　第十条の二において、市町村は、こども家庭センターの設置が努力義務とされました。守谷市における相談支援機能の更なる充実と強化を図るために、子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの機能を維持した上で組織を見直し、こども家庭センターとして一体的な相談支援体制を整備します。また、それぞれの専門性を発揮しながら、妊産婦及び乳幼児の健康保持及び増進に関する包括的な支援、全てのこどもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応するほか、こどもや保護者の意見や希望を聞きながらサポートプランを作成し、関係機関へのコーディネート、必要なサービスにつないでいくソーシャルワークの中心的な役割を担うなど、子どもと家庭を中心としたサポートの充実に努めます。
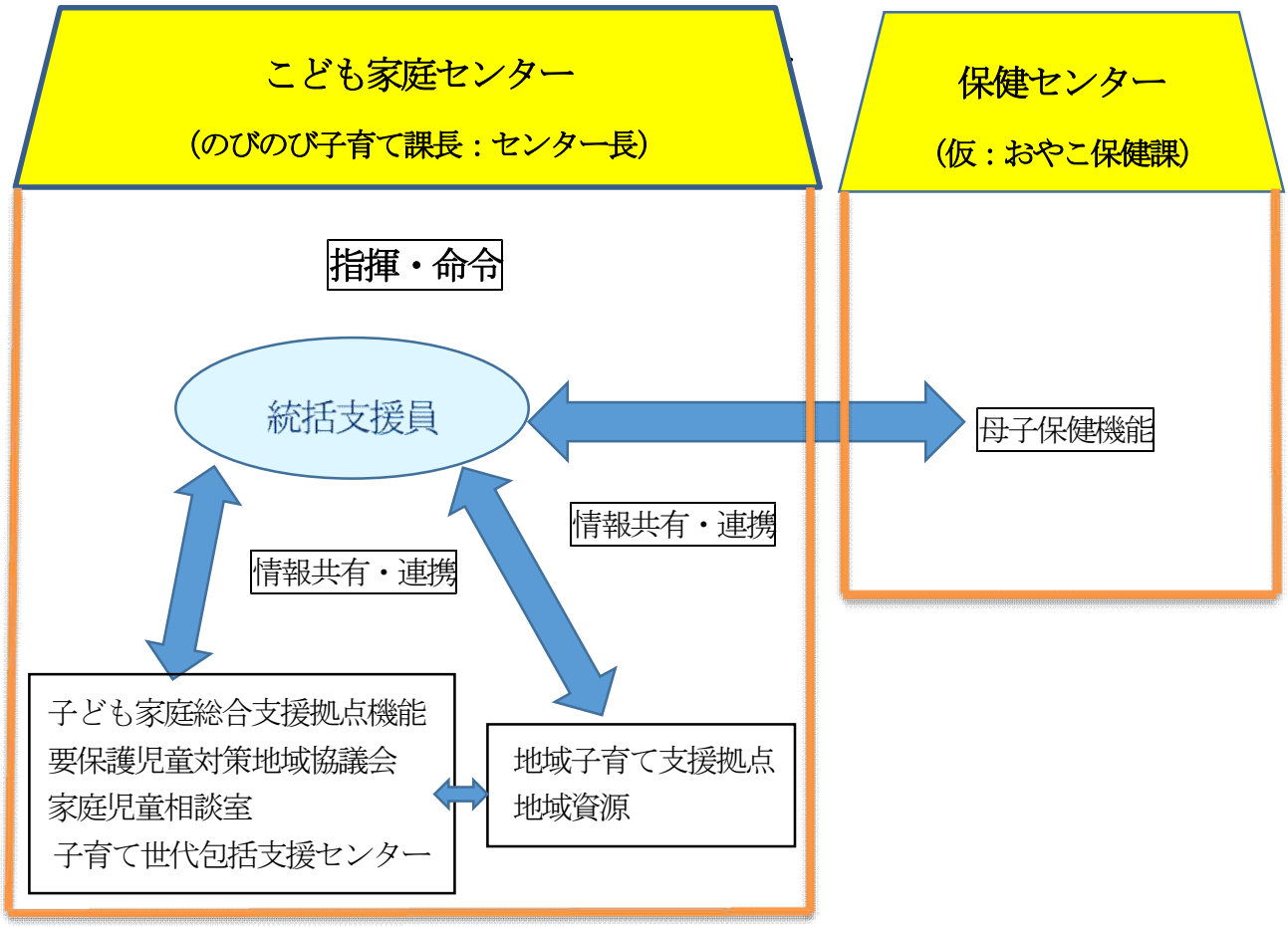
２．体制図